



平成 30 年 12 月 20 日

## グローバル時代のルールの形成・適用を考える

### ◆発表のポイント

- ・従来の、国家を単位とするルール形成や適用、さらにはルール自体の統制のあり方は、グローバル化に伴って変容を余儀なくされています。
- ・国家権力の創設や統制を議論の対象としてきた憲法学の知見を活かし、国際法学、行政法学の視座を取り入れながら、グローバル時代に即したルールのあり方を模索しています。

グローバル化に伴って出現しているルール形成やその適用によって、従来の国家を中心とした国内外におけるルールの形成と適用のあり方は、大きな変容を強いられています。そして、ルールのあり方を規律する、「ルールのルール」とでもいうべきものを公法（憲法はこの一種に位置付けられます）と呼びます。この公法、そして公法を研究対象とする公法学も、グローバル時代に対応する必要があります。

社会文化科学研究科の山田哲史准教授の研究は、グローバル時代にふさわしい公法学を構築すべく、そのあり方を模索するものです。具体的には、これまで国家を前提に、ある特定の国家法秩序に対して、グローバルに形成されたルールがどのように受容されるべきかを検討してきました。現在ではこの研究に一つの区切りが付き、より本格的にグローバルな場面でのルール形成・適用のあり方を検討しています。

### <導入>

グローバル化の時代といわれて久しい現代では、人、もの、カネの国境を跨ぐ交流が進んでいるため、ルールもまたそのような変化に対応した形で形成されなくてはなりません。つまり、ルールの形成やその適用もグローバル化するのです。そして、このようにして形成されるルールは、貿易や通商に関するルールの変化によって日用品の価格に影響する場合もあり、実は私たちの日常生活にも影響を与えています。

そして、上記のような変化は、従来の国家を中心とした、国内外におけるルール形成のあり方に大きな変容を強いるものです。もちろん、国家の役割は終わったのだとする見方もないわけではありません。しかし、特に民主的な国家を通じて、ルールに従う人々の同意を調達し、ルールの形成や適用に正しさの根拠が与えられてきたことを考えると、何らかの対応が必要でしょう。

そこで、山田准教授は、ルールの形成や適用を行う、国家権力の創設や統制を議論の対象としてきた憲法学の知見を活かして、グローバル時代のルールの形成・適用のあり方、さらにはその統制のあり方を模索しています。



## PRESS RELEASE

### <背景>

統合が進んでいるヨーロッパ諸国のほか、アメリカ合衆国などでは、グローバルなルール形成や適用が持つ問題が意識されてきました。その一例として、従来であれば国内で国民の代表機関である議会によって形成されていたはずのルールが、国際的なフォーラムで人々のあずかり知らないところで形成されてしまうということを挙げるすることができます。これを「民主主義の赤字」などと呼びます。日本では近年までこのような問題が十分認識されていませんでしたが、グローバル化の波に日本も巻き込まれていることはいうまでもないことであり、理論的な検討がここ日本でも求められるのです。

### <研究内容、業績>

山田准教授の研究は、ヨーロッパ統合の渦中にあり、またそれを牽引する国であるドイツと、グローバル化をリードする国家であるアメリカにおける議論を検討し、両国と日本の現状とを比較しつつ論じる比較法という手法を用いて進めています。専門の憲法学の観点による研究のほか、国家間の関係を中心に国際的な法的問題を扱う国際法学と憲法学との分野横断的な研究も行っています。また、憲法学と並んで（国内）公法学の一分野である行政法学の知見も積極的に受容しています。

これまでは、上で述べた「民主主義の赤字」の問題に対処すべく、とりわけある国の中にグローバルに形成されたルールが受容される際、国内の議会がどのような影響を与えることができるか、またグローバルに形成されたルールが国内においてどのように適用されるべきかといった点について研究を実施。2017年2月に、『グローバル化と憲法：超国家的法秩序との緊張と調整』（弘文堂）という研究書を出版しました。

このようにこれまでの研究は、ある特定の国家において、グローバルなルール形成や適用に対してどのようなコントロールが可能かということに焦点を当てたものでした。他方で、上記の書籍の出版後は、グローバルなレベルにおいて、ルール形成や適用をコントロールする方法についての研究を進めています。

### <展望>

グローバル時代におけるルールの形成や適用に関するルール、もう少し専門的に言えば、グローバル公法というものの全体構想を提示することが、現時点での研究の最終的な目標です。これは、特に日本では分断されてしまっている国内公法学と国際法学を橋渡しし、さらには、国内公法学の中で、憲法学と行政法学の間のある種の断絶を埋めようという試みでもあります。これは狭い意味での憲法学にとどまることなく、新時代の、そして真の意味の公法学の構築をもくろむものです。一見すると、一般の人々には意味のない、学問の世界での自己満足のように聞こえるかもしれませんが、しかし法学は、人々が生きていく中でどうしても生じてしまう問題をできるだけ起きないように予防したり、解決したりということに関わるルールについての学問です。法学の中でも、主として「ルールのルール」を論じる公法学は、人々の生活に実は密接に関係しています。その公法学を時代に即したものとしていくことは、やや間接的かもしれませんが、一般の方のためにもなる

**PRESS RELEASE**

ことだと思えます。

**<略歴>**

1984年生まれ。2007年京都大学法学部卒業、2009年同大学大学院法学研究科法曹養成専攻専門職学位課程（法科大学院）修了（法務博士（専門職））、2012年同研究科法政理論専攻博士後期課程修了（博士（法学））。専門は、公法学。日本学術振興会特別研究員（DC1）、京都大学助教、帝京大学助教を経て、2015年4月より現職。

**<お問い合わせ>**

岡山大学大学院社会文化科学研究科（法学系）  
准教授 山田哲史  
（電話番号）086-251-7389



岡山大学は、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」を支援しています。